

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局長 米 山 篤 史

重要土地等調査法の全面施行に伴う宅地建物取引業法施行令等の一部改正について

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 通知等資料 (1) 宅地建物取引業法施行令及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について(令和4年9月20日 国不動第74号)
(2) (別紙1) 宅地建物取引業法施行令(抄)
(3) (別紙2) 重要事項説明書(改正後)
(4) (参考1) 重要土地等調査法の概要
(5) (参考2) 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」及び「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令」の施行について(参考送付)(令和4年9月20日 国土交通省不動産課長宛 内閣府政策統括官(重要土地担当)付参事官)
(6) (参考3) 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に係る地方公共団体の業務に関連する事項について(令和4年9月20日 各都道府県知事宛 内閣府政策統括官(重要土地担当)付参事官)
※(3)と(5)(6)は全住協HPにも掲載。
2. 参 考 H P (1) 宅地建物取引業法法令改正・解釈について(国交省HP)
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000268.html#saikin
(2) 重要土地等調査法(内閣府HP)
<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/index.html>
3. 問 合 せ 先 (一社)全国住宅産業協会 担当：原田
TEL 03-3511-0611

以 上